

○草津市感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱

令和6年4月1日

告示第123号

(趣旨)

第1条 この要綱は、震災時における電気に起因する火災被害の軽減と市民・地域の防災力向上を図るため、感震ブレーカーの設置をする者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における感震ブレーカーとは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 分電盤タイプ センサーによって揺れを感知し、ブレーカーを落として電力供給を遮断し、また一般社団法人日本配線システム工業会の感電機能付住宅用分電盤規格（JWDS0007付2）に定める構造および機能を有するもの
- (2) 簡易タイプ 揺れによりおもりが落下したり、振り子が作動したりすることで、重力やバネの力でブレーカーが作動して電力供給を遮断するもの
- (3) コンセントタイプ コンセントに内蔵されたセンサーによって揺れを感知し、当該コンセントからの電力供給を遮断するもの

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、感震ブレーカーの設置を、交付決定通知を受けた日の属する年度内に完了できる者であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有すること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 感震ブレーカーを新設予定であること。
- (4) 新築の住居でないこと。
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 感震ブレーカーと同等の機能を有する分電盤が住居に設置されていないこと。

(補助対象経費)

第4条 感震ブレーカーの購入および設置に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金額は、補助対象経費の2分の1に相当する金額とし、分電盤タイプにあつては3万円を限度額とし、簡易タイプまたはコンセントタイプにあつては1万円を限度額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請書の添付書類)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 感震ブレーカーの購入および設置する工事に要する経費の見積書の写し
- (2) 感震ブレーカーの仕様がわかる書類(カタログ等)
- (3) 感震ブレーカーの設置予定箇所が確認できる写真

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その提出期日は、申請した同一年度内とする。

- (1) 領収書等設置に要した経費が確認できる書類の写し
- (2) 取り付けた感震ブレーカーの写真

付 則(令和6年4月1日告示第123号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則(令和8年5月27日告示第259号)

この要綱は、令和8年5月28日から施行する。